310

質問第三一〇号平成二十一年四月十四日提出

ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問主意書

提出者 辻 元 清 美

ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問主意書

防衛記者会に加盟する新聞・テレビ各社は本年二月以降、 三月一四日、 海上自衛隊の護衛艦 「さざなみ」と「さみだれ」がソマリア沖に派遣された。 自衛隊側にソマリア沖での乗艦取材を求めてきた それに伴い、

と回答した。 が、これに対し統合幕僚監部は三月一一日、 代替措置として四月下旬をめどに、 「乗員枠はいっぱいで、宿泊をともなう乗船は認められない」 報道陣を護衛艦に移送して二時間程度の取材を認めること

を検討する、

としている(読売新聞、二〇〇九年三月一四日)。

る。 ジをもたれてしまうことが危惧される」という識者の意見も広く紹介されている 衛隊のソマリア派遣については国民的関心が高く、 ることを鑑みれば、 過去防衛省は、インド洋での洋上補給活動を行うイージス艦などの乗艦取材を認めている。 また乗艦取材を制限する対応をしたことで、 活動の透明性を確保し、 「国民の知る権利」に応えることは政府としての責務と考え 「何かを隠しているのではないか、というマイナスイメー また武器使用の是非が問われる事案が起きる可能性があ (読売新聞、二〇〇九年三 さらに海上自

従って、以下、質問する。

月

四日)

情報公開の原則を定め、明らかにすることは政府の責務と考える。

宿泊を伴う乗艦取材について

- 1 防衛記者会に加盟する報道各社から、 乗艦取材の申し入れがあったのは事実か。
- 2 申し入れに対し、 「乗員枠はいっぱいで、宿泊をともなう乗船は認められない」と回答したことは事

実か。そうであれば、宿泊スペースの不足が乗艦取材拒否の理由であるという認識で間違いないか。

- 3 申し入れを拒否した理由が他にあれば明記されたい。
- モーンダネ打会し アモフイル こおん 日言でおって

両護衛艦の乗員枠は何人で、現在隊員は何人乗艦しているか。

5 両護衛艦に空き室がないのは事実か。

4

6 過去に、 海外任務に従事する自衛隊艦船に対し、 「宿泊施設の不足」 を理由に乗艦取材を拒否した

ケースはあるか。

7 国民への説明責任を鑑み、 報道各社が乗艦取材するための宿泊スペースを確保すべきと考えるが、 防

衛省では今後の宿泊を伴う乗艦取材の許可を検討しているか。していないのであれば、その根拠を示さ

れたい。

一時的な乗艦取材について

- 1 防衛省は、 宿泊施設を使用しない一時的な乗艦取材について、 報道各社から申し入れを受けたことは
- 事実か。
- 2 政府 が検討するとしている「四月下旬をめどに、 報道陣を護衛艦に移送して二時間程度の取材」につ
- 11 て、 どのような検討がなされたか。 検討結果を明らかにされたい。
- 3 四 月 一四日現在、 一時的な乗艦取材を受け入れていない理由は何か。 受け入れるためにはどのような

条件が必要と考えるか。

- 4 今後、 報道各社による一 時的な乗艦取材を受け入れる意思はあるか。
- 三 自衛隊の情報開示と説明主体について
- 1 防衛省は現在、 ソマリア沖への海上自衛隊艦船派遣について、どのような情報開示を行っているか。
- 2 政府は、 ソマリア沖への海上自衛隊艦船派遣について、 現在行っている情報開示で十分活動の 透明性
- が 確保できるという認識か。そうであれば、 今後乗艦取材は認めない、または不必要という考えか。 そ
- うでなければ、今後どのような形で透明性を確保すべきと考えるか。
- 3 今回、 逮捕権を持つ海上保安官が乗艦しているが、 海賊や自衛隊員などに死傷者が出るなどの事件が

起きた場合、どのようなやり方で情報公開・説明をするのか。その場合の説明主体は海上保安庁なの

か、自衛隊なのか。それともそれ以外が主体となるのか。

4 そうした説明責任の原則について、政府はどのように定めているのか。すべて明らかにされたい。

右質問する。